

小田原市監査委員公表第3号

平成31年 3月27日

小田原市監査委員 岡本重治

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 神永四郎

監査結果に基づき小田原市足柄財産区財産管理者が講じた措置の公表

平成30年11月28日付け監査第45号の監査結果に基づき小田原市足柄財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	区有林の管理に際し作業に従事する者を雇用しているが、賃金の支出には臨時的任用職員としての任用が必要なところ、この任用を行っていなかった。	区有林の確認に伴い、作業を行っているものであり、臨時的任用職員の任用には適さないため、今後は、謝礼で対応をする。
2	額の確定に係る事務を行っていなかった。	額の確定に係る事務の漏れがないよう確認を徹底する。

小田原市監査委員公表第4号

平成31年 3月27日

小田原市監査委員 岡本重治

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 神永四郎

監査結果に基づき小田原市下府中財産区財産管理者が講じた措置の公表

平成30年11月28日付け監査第45号の監査結果に基づき小田原市下府中財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	配分金収入について、予算と異なる科目で収入していた。	予算通りの科目で収入するよう確認を徹底するようにした。
2	区有林の管理に際し作業に従事する者を雇用しているが、賃金の支出には臨時的任用職員としての任用が必要などころ、この任用を行っていなかった。	区有林の確認に伴い、作業を行っているものであり、臨時的任用職員の任用には適さないため、今後は、謝礼で対応をする。

小田原市監査委員公表第5号

平成31年3月27日

小田原市監査委員 岡本重治

小田原市監査委員 数馬勝

小田原市監査委員 神永四郎

監査結果に基づき小田原市豊川財産区財産管理者が講じた措置の公表

平成30年11月28日付け監査第45号の監査結果に基づき小田原市豊川財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	区有林の管理に際し作業に従事する者を雇用しているが、賃金の支出には臨時的任用職員としての任用が必要などころ、この任用を行っていなかった。	区有林の確認に伴い、作業を行っているものであり、臨時的任用職員の任用には適さないため、今後は、謝礼で対応をする。

小田原市監査委員公表第6号

平成31年 3月27日

小田原市監査委員 岡本重治

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 神永四郎

監査結果に基づき小田原市上府中財産区財産管理者が講じた措置の公表

平成30年11月28日付け監査第45号の監査結果に基づき小田原市上府中財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	区有林の管理に際し作業に従事する者を雇用しているが、賃金の支出には臨時的任用職員としての任用が必要などころ、この任用を行っていなかった。	区有林の確認に伴い、作業を行っているものであり、臨時的任用職員の任用には適さないため、今後は、謝礼で対応をする。

小田原市監査委員公表第7号

平成31年 3月27日

小田原市監査委員 岡本重治

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 神永四郎

監査結果に基づき小田原市片浦財産区財産管理者が講じた措置の公表

平成30年11月28日付け監査第45号の監査結果に基づき小田原市片浦財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	地域水源林長期施業受委託契約に係る木材の売払い手続きについて、契約の規定どおりに行っていない事例が見受けられた。	売払い手続きについて、相手方（乙）と契約事項を確認し、契約の規定にあるとおり、乙が間伐材の販売に伴う事務として代金の受領を含め実施する。
2	区有林の管理に際し作業に従事する者を雇用しているが、賃金の支出には臨時的任用職員としての任用が必要なところ、この任用を行っていなかった。	区有林の確認に伴い、作業を行っているものであり、臨時的任用職員の任用には適さないため、今後は、謝礼で対応する。
3	補助金の交付決定に当たり、市事務決裁規程に定められた専決権限を有しない者が決裁していた事例が見受けられた。	財産区は、財産又は公の施設の管理及び処分に関するものみにその機能を有しており、その執行については、固有の執行機関等を保有していない為、財産区管理者である市長が行うものである。小田原市部等設置条例では、市長の権限に属する事務を分掌すること、小田原市事務分掌に関する規則では、市の職員が補助執行することとして財産区に関す

		<p>ることが明記されている。</p> <p>このことから、執行についての専決権を有する者とは、小田原市事務決裁規程の専決権者に定められた者である。小田原市事務決裁規程に則って事務を執行することとした。</p>
4	<p>額の確定に係る事務を行っておらず、また、実績報告の審査が不十分な事例が見受けられた。</p>	<p>実績報告の審査を徹底し、額の確定に係る事務を確実に行うこととした。</p>